

山形県社会教育委員条例（昭和 24 年 11 月 10 日山形県条例第 68 号）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条により、山形県教育委員会（以下教育委員会という。）に社会教育委員（以下委員という。）を置く。

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第 5 条 委員の会議は、教育長が招集する。